

山教学工第1号

令和8年度山江中学校多目的教室整備事業を一般競争入札に付する旨、山江村契約規則第56条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年7月3日

山江村長 内 山 慶 治

1. 調達背景及び目的

今回調達しようとする「山江中学校多目的教室整備事業」は、生徒等が主体的・能動的に学習に取り組み、協働しながら学習を展開する「新しい教育・学習スタイル」を実現するための環境整備である。次世代のICT環境や多機能な学習空間の構築を行うことで、日常的な授業におけるラーニング・イノベーションや教育DXを促進し、その教育効果を高めることを目的とする。

本案に係る調達は、予算科目上は「工事請負費」に計上されているものの、その給付の主たる内容はAV機器やICT機器等の調達であり、据付工事に要する費用および技術的要素は従たるものである。

本件の目的を確実にかつ経済的に達成するためには、当該物品の製造・販売に関する専門的知見および供給能力を有する事業者を対象に競争に付すことが不可欠である。

したがって、契約の実態並びに地方自治法第234条第2項に規定する経済性の確保に鑑み、本件は建設工事としての発注ではなく、物品調達の公示により契約手続きを執るものである。

2. 入札スケジュール

日程	手続き項目	対応内容・備考
7月3日(金)	入札公示・設計図書公開	山江村公式ウェブサイトおよび閲覧場所にて公開。
7月3日(金) ～7月10日(金)	設計図書等に対する 質問受付	質問書(様式第2号)により、 電子メールまたはFAXにて 受付。
7月14日(火)	質問に対する回答	山江村ウェブサイトへの掲載等により、一斉回答。
7月15日(水)9:00～ 7月22日(水)17:00	入札参加資格確認申請書の提出	持参または郵送(書留郵便等)にて受付。

7月27日（月）	入札参加資格審査結果通知	申請者へ資格確認の有無を通知。
7月30日（木）13：30	入札書の提出・開札	山江村役場大会議室にて実施。

3. 調達物品及び構成内訳

山江中学校多目的教室整備事業 一式（資機材の搬入・組立・据付・設置・調整、配線作業及び既存物品の取り外し・撤去を含む。）

4. 技術的要求の概要

1. 本整備および調達物品に係る性能・機能、技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「Ⅱ. 調達物品（工事）に備えるべき技術的要件」に示すとおりとする。
2. 技術的要件は全て必須の要求要件とする。
3. 技術的要件は山江村が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札物品・施工内容の性能等がこれを満たしていないと判定された場合には不合格とし、落札決定の対象から除外する。
4. 入札物品・施工内容が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札時に求める技術仕様書等の提出資料の内容を審査して行う。

5. 予定価格及び最低制限価格

本入札においては、地方自治法第 234 条第 3 項及び山江村契約規則の規定に基づき、予定価格及び最低制限価格を設定する。

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低制限価格以上である者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、予定価格及び最低制限価格については、事前の公表は行わない。

6. その他

1) 仕様に関する留意事項

提案する物品・機材は、入札時点で原則として製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすこと、および納入期限までに製品化され納入・施工できることを証明できる資料および確約書等を提出すること。

2) 提案に関する留意事項

- 参考機種以外の物品で提案する場合、提案内容が本仕様書の要求要件を

どのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付して説明すること。審査において提案の根拠が不明確、または説明不十分で技術審査に重大な支障があると山江村が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

- 提案が仕様を満たしていることを提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所（カタログ、図面、仕様書等の該当ページや行）を明記すること。該当箇所にはアンダーラインや矢印を付すなど、分かりやすく明示すること。
- 提案された内容等について、必要に応じて問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 提出資料等に関する照会先（連絡先）を明記すること。

3) 搬入・施工に関する留意事項

供給者（施工業者）は、搬入・設置・工事に際し、同時期に納入・実施が予定されている他の物品の搬入や工事等が円滑に行われるよう、山江村担当職員、学校関係者、および他の関係業者等と搬入経路や日程等の連絡を密にし、十分な調整を行うものとする。

I. 調達物品（工事）に備えるべき技術的要件

（包括的業務要件）

1. 調達物品が「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に定める「特定調達品目」に該当する場合は、その「判断基準」に適した製品であること。
2. 全ての機器・機材はメーカー製であり、未使用の新品であること。
3. 円滑な維持管理および教室内の美観のため、統一性を保つこととし、品目毎に同一メーカー、同一規格、同一色調とすること。色調等の詳細については、落札決定後、山江村および学校関係者と協議のうえ決定する。

（性能・機能に関する要件）

別紙2「II. 調達物品（工事）に備えるべき技術的要件」のとおり。

（性能・機能以外に関する要件）

1. 設置条件

- 設置場所：山江村立山江中学校 多目的教室
- 工期（納入期限）：令和8年11月30日
- 搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続および取り外し：

1. 本調達の実施にあたっては、中学校の学校運営および授業等に支障をきたさないよう、山江村・学校関係者および関係業者等と搬入経路、施工日程等の連絡を密にし、十分な調整を行うこと。
2. 地震等による機器や家具等の転倒の可能性がある物品については、適切な転倒防止措置（耐震固定等）を行うこと。なお、床や壁面等への固定作業に関しては、事前に固定場所および固定方法を山江村に提示し、承認を得ること。
3. 資機材の搬入・工事は、搬入開始日、搬入・据付予定期間、配置等を事前に山江村担当職員と打ち合わせ、そのスケジュールに従って完了すること。また、必要に応じて、別途調達・導入される他の設備（電子黒板等）の関連業者とも緊密に打ち合わせを行うこと。
4. 搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続および取り外しにあたっては、学校の建物や設備等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。万が一、損害を与えた場合には、受注者の責任において速やかに原状回復を行うこと。
5. 本整備に係る搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続、取り外し撤去、およびこれらに付帯する作業は、事前に発注者（山江村）と協議した上で受注者が行うものとする。これらの経費はすべて本調達費用に含まれるものとする。